の2.3.1に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光ランプにあっては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光ランプのうち高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。

2　エネルギー消費効率の算定法は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第54号（平成22年３月19日）の「３エネルギー消費効率の測定方法」による。

表２　ＬＥＤ照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準

光　　源　　色	固有エネルギー消費効率
昼光色	110lm／W以上
昼白色	
白　色	
温白色	75lm／W以上
電球色	

備考）１　「光源色」は、ＪＩＳ　Ｚ　9112(蛍光ランプ・ＬＥＤの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする。

2　昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「ＬＥＤ照明器具」に含まれないものとする。

3　ダウンライトのうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色であって、かつ器具埋込穴寸法が300㎜以下のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を85lm／W以上とする。

4　高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を100lm／W以上とする。

⑵　目標の立て方

当該年度の品目ごとの調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

12―２　ランプ

⑴　品目及び判断の基準等

蛍光ランプ（大きさの区分40形直管蛍光ランプ）	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①高周波点灯専用形（Hf）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．ランプ効率が100lm／W以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ．管径は25.5（±1.2）㎜以下であること。 エ．水銀封入量は製品平均５㎎以下であること。 オ．定格寿命は10,000時間以上であること。 ②ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．ランプ効率が85lm／W以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。 ウ．管径は32.5（±1.5）㎜以下であること。 エ．水銀封入量は製品平均５㎎以下であること。 オ．定格寿命は10,000時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
電球形状のランプ	【判断の基準】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①電球形ＬＥＤランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア．ランプ効率が表１に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50lm／W以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ウ．定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。 ②電球形蛍光ランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率が表２に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ．水銀封入量は製品平均４㎎以下であること。 ウ．定格寿命は6,000時間以上であること。 ③上記①、②以外の電球形状のランプである場合は、次の基準を満たすこと。 ア．ランプ効率が50lm／W以上であること。 イ．定格寿命は6,000時間以上であること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「電球形ＬＥＤランプ」又は「電球形蛍光ランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。ただし、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等は除く。

2　「平均演色評価数Ra」の測定方法は、ＪＩＳ　Ｃ　7801（一般照明用光源の測光方法）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

3　「光源色」は、ＪＩＳ　Ｚ　9112(蛍光ランプ・ＬＥＤの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする。

4　昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「蛍光ランプ」及び「電球形状のランプ」に含まれないものとする。

5　本項の「電球形ＬＥＤランプ」とは、一般照明として使用する白色ＬＥＤ使用の電球形状のランプとする。

6　本項の電球形ＬＥＤランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が70％まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、ＪＩＳ　Ｃ　8152―３（照明用白色発光ダイオード（ＬＥＤ）の測光方法―第３部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。

7　本項の電球形蛍光ランプの「定格寿命」とは、ランプが点灯しなくなるまでの総点灯時間又は全光束が初期値の60％に下がるまでの総点灯時間のいずれか短いものとする。また、その測定方法は、ＪＩＳ　Ｃ　7620―２（一般照明用電球形蛍光ランプ―第２部：性能仕様）の定格寿命に準ずるものとする。

8　調達を行う各機関は、非常用照明器具用のランプを調達する場合、器具の適合条件を十分確認すること。